

大隅加工技術研究センター技術指導取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿児島県（以下「県」という。）が、大隅加工技術研究センター（以下「センター」という。）において、県内の食品加工事業者、市町村、農業団体及び農業者等（以下「加工事業者等」という。）を対象に実施する技術指導に関して必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 技術指導を受けようとする加工事業者等（以下「被指導者」という。）は、技術指導申請書（別紙様式第1号）を、技術指導を希望する開始日の14日前までに、大隅加工技術研究センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 所長は、技術指導の実施を承認した場合は、技術指導承認書（別紙様式第2号）により、遅滞なく被指導者に通知するものとする。

(期間)

第3条 技術指導の実施期間は、1年以内とし、その期間は当該会計年度内とする。

(服務)

第4条 被指導者は、技術指導期間中において、県及びセンターの諸規程を、遵守するとともに、センター職員の指示に従わなければならない。

(承認の取消)

第5条 所長は、被指導者が前条に違反したとき、又はセンターの運営・業務等の都合により技術指導の実施が困難になったときは、技術指導を中止し、承認を取り消すことができる。

(変更)

第6条 被指導者は、指導期間中に何らかの変更（移動・期間延長・中止等）が生じたときは、技術指導変更申請書（別紙様式第3号）を所長に提出し、承認を得なければならない。

2 所長は、技術指導の変更を承認した場合は、技術指導変更承認書（別紙様式第4号）により、遅延なく被指導者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 技術指導に必要な資材・消耗品等に要する経費は、被指導者が負担しなければならない。

2 所長は、技術指導に際してセンターの機器類を、被指導者が独占して使用する場合は、「鹿児島県大隅加工技術研究センター使用料徴収条例」に基づき、使用料を徴収することができる。

(事故責任等)

第8条 技術指導期間中に、被指導者の責に帰すべき事由により、被指導者が人的又は物的損害を受けても、センターは一切の責任を負わない。

2 技術指導期間中に、被指導者の責に帰すべき事由により被指導者が施設及び設備・機器に破損、又は亡失等を生じさせたときは、原状回復に要する経費等を被指導者が負担するものとする。

3 技術指導期間中に、被指導者の責に帰すべき事由により、被指導者が第三者に損害を与えた場合は、被指導者がその損害を賠償するものとする。

(発明等)

第9条 被指導者の技術指導に関連し得られる発明（以下、「技術指導関連発明」という。）の取扱いは、「大隅加工技術研究センター技術指導関連発明準則」に基づくものとし、所長は、申請者との間で「技術指導関連発明の取扱いに関する確認書」を取り交わすものとする。

(成果の公表等)

第10条 被指導者が技術指導期間中に得た情報及び技術指導成果を公表しようとするときは、あらかじめ所長の同意を得なければならない。

(報告等)

第11条 被指導者は、技術指導期間が終了したときは、遅滞なく技術指導終了報告書（別紙様式第5号）を所長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附 則 この要領は、平成27年4月1日より施行する。
この要領は、平成27年10月1日より施行する。